

美郷町中小企業の仕事と子育て両立支援応援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む事業者を増やし、町内事業者の子育てへの応援の機運を醸成することを目的に、美郷町中小企業の仕事と子育て両立支援応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。
- (2) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者をいう。
- (3) 特別休暇 労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する年次有給休暇とは別に有給の休暇として取得できる休暇をいう。
- (4) 配偶者出産休暇 従業員の配偶者が出産のために入院をした日から出産後2週間が経過する日までの期間に2日以上取得できる特別休暇をいう。
- (5) 子の看護等休暇 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第16条の2に規定する子の看護等休暇であって、かつ、特別休暇として取得できるものをいう。
- (6) 短時間正社員制度 同一事業所に雇用されるフルタイムの社員と比較し、その所定労働時間が短い労働者が、育児支援を目的に正社員として期間の定めのない労働契約を締結できる制度

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 交付申請時点において、町内に事業所を置く中小企業者及び小規模事業者であること。
 - (2) 交付申請後においても、町内で事業を継続する意思を有していること。
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者でない者
 - (4) 美郷町暴力団排除条例（平成24年美郷町条例第2号）第2条第1号及び第2号で定める暴力団関係者でない者
 - (5) 宗教上の組織若しくは団体でない者
 - (6) 町税及び使用料等の滞納がない者
- （補助対象要件）

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、以下のいずれか1つ以上の制度を、労働基準監督署に届出の上、令和8年4月1日以降に新たに導入しなければならない。この場合において、労働基準法やその他の法律により規定が義務付けられている制度は除くものとする。

- (1) 配偶者出産休暇
- (2) 子の看護等休暇
- (3) 短時間正社員制度
- (4) その他企業独自の育児を目的とした制度として、町長が認めたもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、一事業者につき、1回限り20万円とする。

（補助金の申請）

第6条 申請者は、美郷町中小企業の仕事と子育て両立支援応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 労働基準監督署の受付印がある就業規則その他これに準ずる書類の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

(支給決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否について決定し、美郷町中小企業の仕事と子育て両立支援応援事業補助金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(請求及び支給)

第8条 申請者は、前条の規定により補助金の支給決定を受けたときは、速やかに美郷町中小企業の仕事と子育て両立支援応援事業補助金請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を支給する。

(報告及び立入調査)

第9条 町長は、事業を適正に執行するため必要があるときは、補助金を支給した事業者に対し、補助金に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、補助金を支給した事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金支給の決定の全部又は一部を取り消し、既に支給された補助金があるときは、その返還を命ずるものとし、返還額は別途定めるものとする。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助金の支給を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の返還を命じた事業者のうち、死亡、疾病その他やむを得ない事由により補助金を返還することが困難と認められる事業者について、支給した補助金の返還を免除することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。